

令和3年 多賀町議会9月第3回定例会再開会議録

令和3年9月7日（火） 午前9時25分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	富 永 勉 君
2番	清 水 登久子 君	8番	大 橋 富 造 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武 史 君
4番	木 下 茂 樹 君	10番	山 口 久 男 君
5番	松 居 亘 君	11番	川 岸 真 喜 君
6番	菅 森 照 雄 君	12番	竹 内 薫 君

◎欠席議員（0名）

な し

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	福祉保健課長	林 優 子 君
副 町 長	小 菅 俊 二 君	産業環境課長	飯 尾 俊 一 君
教 育 長	山 中 健 一 君	地域整備課長	藤 本 一 之 君
会 計 管 理 者	奥 川 明 子 君	学校教育課長	吉 田 克 君
企 画 課 長	野 村 博 君	教育総務課長	本 多 正 浩 君
総 務 課 長	石 田 年 幸 君	生涯学習課長	大 岡 まゆみ 君
税 務 住 民 課 長	岡 田 伊 久 人 君		

◎議会事務局

事 務 局 長 夏 原 伸 幸 書 記 村 田 朋 子

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問

(開会 午前 9時25分)

○議長(竹内薫君) ただ今から、令和3年9月第3回多賀町議会定例会を再開いたします。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、よろしくお願いをいたします。

(開議 午前 9時25分)

○議長(竹内薫君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(竹内薫君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、再開時の指名議員とします。

○議長(竹内薫君) 日程第2、これより「一般質問」を行います。

本定例会の一般質問は一問一答方式で行い、各議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、それぞれ30分以内とします。

一般質問に際しましては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な発言をお願いいたします。それでは、通告書の順番に発言を許します。

最初に、4番、木下茂樹議員の質問を許します。

4番、木下茂樹議員。

[4番議員 木下茂樹君 登壇]

○4番(木下茂樹君) 4番、木下茂樹です。議長の許可を頂きましたので、9月議会の一般質問を始めさせていただきます。

まず大きな2点がありますけども、その第1点目です。農地放棄地の方策はに関してであります。

本町の水田耕作地は全域が中山間地に指定され、特に耕土改善された100分の3以上の山間地の耕作放棄地が増加の一途をたどっております。山間地耕作放棄地の根本的な解決となる対策として、農地中間管理事業が平成26年度より開始されております。貸す者があっても借りる者がいないというのが山間地の実情であり、家庭菜園を楽しむ方への小口貸出、農業全般の水田耕作に興味のある方や、参入を検討する新規就農者、農地の有効利用を受託してもらえらる団体など、法的障害を取り払った農政の大きな転換が必要となってきてます。

山間地の耕作放棄地は年々増加してきており、農業、農地の維持管理への対策が喫緊の課題であります。耕作放棄地には雑草の種類が平地と違い、ススキなどが大きな株となり、雑木の出現も早いことから、1年でも復元が遅れると除去には多大な労力と費用を要することになります。

本年度、本町産米みずかがみで、食味コンテストの知事賞や東京の百貨店での高価格での限定販売されたニュースがあり、消費者へのアピールはできたものの、山間地の耕作地維持、管理や安定耕作者への支援には至っていないと思われる状況にあります。

食味が良いと言われている山間地米であっても、一般的には価格は同じであり、自然条件が厳しい山間地の農地は耕作放棄地にならざるを得ません。山間地の集落営農の担い手は業としての農地の集約化、大規模化によるコストダウンだけを目指しているのではなく、ほ場条件不良であっても、耕作放棄地とならないための農地保全を含め、受託されているのが現状であります。平地では受託者がありますが、山間地では受託者探しに困難を極めているのが実情であります。ほ場条件が合わない農地は耕作放棄地にならざるを得ません。

東びわこ農業協同組合管内の他市町では、子会社である農業生産法人有限会社アグセス愛知、ホープ彦根があり、本町にも同様の団体設立を打診すべきではないかと思えます。また、法的規制もありますが、小規模区画の家庭菜園への貸出、農業者でない請負耕作希望者の育成など、参入障壁を取り除く、緩和することも必要と思われます。本町の山間地農業の維持継続に町独自の施策を願うところであります。

S D G s（国連の持続可能な開発目標）の一環である地場農産物の地産地消に向け行動に移していかなければならない時期になってきています。農業が担う未来に向け、子孫、後継者に引き継ぐ、町民の職を守る土台づくりに、支援の輪に理解を求めるものがあります。

そこで、以上の観点から、担当課の対応について、以下の見解を問います。

- 1 点目、耕作放棄地の面積把握は。
- 2 点目、農地中間管理事業の活用状況は。
- 3 点目、家庭菜園貸出等や新規農業者の法的障害は。
- 4 点目、J R 東びわこ子会社設立委託の検討は。以上です。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 木下議員の1番目の農地放棄地の方策はの1点目、耕作放棄地の面積把握の質問にお答えいたします。

耕作放棄地の把握に関しましては、農業委員および農地利用最適化推進委員が毎年実施する農地パトロールにより確認しております。その把握面積は、直近では令和2年度の数値といたしまして約3.2haとなっております。なお、今年度の一斉パトロールは10月の初めに実施する予定でございます。

次に、2点目の農地中間管理事業の活用状況についてですが、本町における農地の耕作面積は、本年度営農計画書ベースで約414haとなっております。うち農作業受委託を除く賃貸借権設定農地の面積は約162haで、さらに一般的に農地バンクと呼んでおります農地中間管理事業の活用によるものは約40haと賃貸借権設定農地全体の24.

7%に当たります。近隣の市町の数値と比較いたしましても低い数値となっておりますが現状でございます。

3点目の家庭菜園貸出等や新規農業者の法的障害に関しましては、近年、本町の平地部では住宅団地の増加に伴い、若い方が家庭菜園用の農地を求められる機会も増えております。しかしながら、農地法により容易に農地の権利取得も難しいのも現状でございます。そのため、農地法の許可を不要とする市民農園制度の活用が有効であると考えております。今年度から実施しております第6次多賀町総合計画にも、その取組を掲げておるところでございます。今後、制度実現に向けて進めてまいりたいと考えております。

また、新規農業者につきましても原則的には農地法の規制を受けることとなりますが、同法の特例制度や農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業などを活用するなどして、新規就農希望者の意向を酌み取るよう積極的に支援し、本町の農業経営を担う農業者の確保に努めてまいりたいと考えております。

4点目のJA東びわこ子会社設立委託の検討はについてでございますけども、本町は担い手の高齢化や農業後継者の不足により農業経営者が減少しております。また、これまで地域の農地は地域で守るという理念の下、進められてきました集落営農も、今日ではその継続が難しくなりつつある地域が増えている状況でございます。そのため、早急にその対策に乗り出す必要があると認識しております。

その先駆けといたしまして、本町と県の農産普及課、湖東地域農業センター、JAにおいて、今後の地域での話し合いをどのように進めていくかということや協議する機会を設けました。協議後、多賀の農地をどのようにして守っていくのかということや地域や担い手とともに話し合う中で、議員がご提案のJA東びわこ子会社の活用もその選択肢の1つとして検討する必要があると考えております。他地域からの担い手の確保や新規就農者の発掘と併せて検討を進めてまいります。

引き続き、本町の安定的な農業の継続、農地の保全に全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） それでは、再質問させていただきます。

特に多賀産米のみずかがみの記事が大きく出ておりました。また、多賀町内の担い手の中で食味の知事賞を頂くという、今まで多賀町で初めての状況も生まれてきて、多賀町産米の、また多賀町産の農産物の評価が非常に高まったというふうに喜んでいる次第ですが、それを担うべき農地の状況と担う人々の年齢を鑑みますと、非常に切羽詰まった状況になってきてます。基本的に、特に山間地へ行けば行くほど、60代じゃなくて70代、場合によっては80代の方がトラクターに乗ったりコンバインに乗ったり、危険な水田の方に入出入りしている状況が見受けられます。それを少しでもやはり早めに手厚い保護をしていただきたいという思いの中でお願いしているところでございます。

今の課長の答弁の中にもありましたように、少しでもやはり若い方への農地の移行、また限りなく今ある農地を保全していくという思いで接しておりますけども、非常に厳しい状況であります。そこで、東びわこ農協との子会社の設立ということも少しお伺いしましたが、どこら辺までJAとは協議がいつてるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

先ほど答弁で申し上げましたJA子会社の設立等に関しまして、どこまで進んでいるかに関しましては、まだその3者でしゃべったばかりで、地域とそこまでしゃべっておりますけども、具体的にどのような時期にどのように進めていくかにつきましては、まだ今後検討を重ねていく必要があるということでございます。

○議長（竹内薫君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） ぜひとも、彦根、愛知の方にあります子会社と同じような形の方向性へ向けて、多賀町の山間地の農地保全につながればというふうに思いますけども、また人材に関しましても、例えば会社等を定年なさったとしても、その方々の第2の人生ということで、農地保全、農業を継承していただければありがたいんですけども、中にはやはり農業に関心はあるけどという方もおられると思いますので、ぜひともシルバー人材センターの比較的若い健康な方々の農業に対する応援システムというものも依頼されてはどうかというふうに思いますけども、その点、シルバー人材センターへの依頼とかいう方向は出されておられるでしょうか。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

現在のところ、多賀町のシルバー人材センターに活用をとすることは考えてはおりません。以上でございます。

○議長（竹内薫君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） それと、先ほど課長の答弁からもありましたけども、小口の家庭菜園への余った未利用地の貸出とか、その方もぜひとも広報を通じてでも募集していただいて、限りある農地の中で家庭菜園で楽しんでいただいて農業の普及にしていいただければというふうに思います。特に山間地の農業に関しましては非常に厳しい状況がありますので、今日、明日ですぐ解決できる問題ではありませんが、ぜひとも早めの対策を講じていただいて山間地の農地保全をぜひともお願いしたいと思ひまして、1問目の質問を終わります。

続きまして、大きく第2問目になりますが、一般廃棄物の分類はについてであります。家庭系と事業系が出てきますので、分けて質問等をいたします。

まず1点目、家庭系資源化はについてであります。

環境経済学では、同一物であっても商品と廃棄物の違いは、物の価値がプラスかマイナスかで決まります。廃棄物であるマイナスをリサイクル、リユースしてプラスにする

ことが必要であります。8月8日付中日新聞10面に、県内全市町のごみ処理概要が記載されておりまして、愛荘町の取組が紹介されて、県内最少の1日1人当たりの排出量となっておりますが、同年度リバースセンター搬入量では1人当たり403g、本町は1人当たり1日389gであることから、可燃ごみに関しましては本町が少ないと言えます。にもかかわらず、全廃棄物総量からの統計では、愛荘町は818g、本町は850gとなり、この数値の逆転現象は、不燃ごみや粗大ごみなどの資源化が起因になっていると推測されます。愛荘町内の量販店敷地では、資源ごみポイント付与で資源化カウントされている背景もあると思われまます。

最近の住宅の間取りから、資源ごみの置場が少ないことと不要物置場の見場が悪いことが主因と思われ、不要物の発生、即手放したい。衛生感覚が働いておりまして、量販店の資源化施設に持ち込んでいると思われまます。資源ごみであっても、回収日まで保管するより持参してでも目の前から早く消し去りたいという心理から、量販店回収は的を射ていると思われまます。

本町でも、幼稚園、保育園、こども園、学校の資源回収まで待てない家屋の間取り環境を理解しなくてはなりません。量販店の回収に行政の安易な黙認は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に抵触することがあることを忘れてはいけません。

平成30年以降の予算要求シート、一般会計決算額の推移から見ても、広域行政組合への処理負担金は増加の一途であり、資源ごみ回収、粗大ごみの再分化による資源化のシステムを再考すべき時期に来ていると思われまます。また、廃棄物の処理総額には、処理費に回収、収集運搬費を加えなくてはならないことも忘れてはいけません。

そこで、以上の観点から、担当課に対応と方向性について以下を問います。

- 1点目、資源化の分類変更は。
- 2点目、資源ごみ回収、収集の方法変更は。
- 3点目、粗大ごみ再分化の資源化は。

続いて第2問になりますが、関連しますので、事業系可燃物分類はについてお伺いします。

可燃ごみも家庭系と事業系に分類できます。家庭系とは一般家庭生活となっており、家庭系以外が事業系と解釈できます。家庭系と異なり事業系は収集運搬業者の搬入手数料がトン当たり2万円であり、処理費がリバースセンターで約3万4,000円費やしていることから、差額は1万4,000円が各町の負担で、排出量削減は本町の一般会計歳出削減にもつながります。

一般廃棄物は、先ほども言いましたように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で市町村固有の事務と規定しており、分別、分類も市町村の権限で決定できることとなります。少し以前の資料ですが、平成14年度本町の可燃ごみ排出量は年間1,492t、15年度は1,147tで、前年度対比345tの減少となっております。減少の要因は、食料品製造業の食品残渣を産業廃棄物に分類変更して大幅な削減に至ったとのことであ

ります。

リバースセンター創業当時は、愛知郡広域行政組合で本町は処理委託でした。搬入量が処理量を上回り、本町は搬入量増大抑制のため、当時の日本道路公団多賀サービスエリアからの廃棄物を全国サービスエリアで唯一搬入不可で対応されてきておりました。社名が中日本高速道路株式会社になり、多賀サービスエリア内のEXPASAが開業すると、飲食業分類の排出量は増大していき、最近の搬入量は月約7tで推移しております。また、排出物は一般廃棄物の形状限界である泥状態であるとのこと。

そこでSDGsの観点からも、多賀サービスエリア内の飲食業者から排出される未調理品、飲食残渣は自家処理である堆肥化に推進することで、EXPASAに入る各社、EXPASAを運営する中日本高速道路株式会社と排出量削減、堆肥化に向け協議すべきと思われます。

以上の観点から、担当課に対応と方向性について以下を問います。

1点目、EXPASA内の飲食業者を一括施設とみなせないか。

2点目、未調理品、飲食残渣の堆肥化提案は。以上です。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 木下議員の2番目の一般廃棄物の分類対策はの（1）家庭系資源化の1点目、資源化の分類変更の質問にお答えします。

令和2年度の本町の家庭から出る燃えるごみの搬出量は、1人1日当たり400gで、リバースセンターを利用する愛知郡、犬上郡4町の中で一番少ない搬入量となっております。

一般廃棄物処理事業実態調査の数値850gは、家庭から出るごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、缶、瓶などの資源ごみ、粗大ごみ、蛍光灯などがあります。そして、事業所から出るごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、PTA団体等が回収する資源ごみの合計を1人1日当たりに換算した数値であります。

愛知、犬上郡の4町でごみの分別区分に大きな違いがないため、多賀町の数値が高い原因は、事業所から出るごみ量の割合が高いことが考えられます。

ごみは、混ぜればごみ、分ければ資源となることから、ごみの分別区分と出し方の冊子を全家庭に配布し、資源ごみは、缶、瓶、ペットボトル、白色トレイ、紙パック、廃食油に分別し、各字のステーションで収集、新聞紙、段ボール、雑誌、古着はPTA団体等が実施する資源回収で収集し、徹底した分別によりごみの減量を推進しております。また、高齢世帯の増加により、これ以上の細分化は分別が難しいという声もあることから、分類変更は検討しておりません。

2点目の資源ごみ回収、収集方法の変更についてですが、現在、資源ごみのうち、缶、瓶、ペットボトル、白色トレイ、紙パック、廃食油は月1回のサイクルで各字にて収集を行っており、新聞、段ボール、雑誌、古着等はPTA団体が実施する資源回収で収集

しています。収集回数を増やしてほしいという要望は現在届いてはおりません。

また、町民の消費活動によって排出されたペットボトル等は、本来一般廃棄物ですが、量販店の店頭で販売事業者の管理の下での回収行為は事業活動の一環として行う付随活動と認められ、事業活動に伴って発生する産業廃棄物と解釈されることから、店頭でのペットボトル等の回収が必ずしも法律に抵触するということはないと考えております。どうしても自宅での資源ごみの保管が回収日まで難しい場合は、店頭での回収を利用させていただきたいと考えております。

3点目の粗大ごみ再分化の資源化についてですけれども、現在、粗大ごみは金属製品、木製品、その他製品、小型家電の4種類に分別し収集しています。現在、新ごみ処理場建設に向けて、彦根、愛知、犬上郡の1市4町でごみの分別方法の統一について検討している、その中で考えてまいりたいと思っております。

次に、2番目の一般廃棄物分類対策はの(2)事業系可燃物分類の1点目、EXPASA内の飲食業者は一括施設とみなさないのかにつきましては、EXPASAに入る各飲食店から排出される食品廃棄物、厨芥くず、紙くず等の廃棄物の収集、運搬に係る契約については一括施設とみなし、EXPASA多賀オフィスが契約を行っておられます。

2点目の未調理品、飲食残渣の堆肥化提案はについてですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、事業活動に伴って発生する廃棄物は事業者自らの責任で適正に処理し、廃棄物の減量に努めなければならないとあります。EXPASA多賀からは、毎月約6,700kgの食品廃棄物、厨芥くず、紙くず等が廃棄物として排出され、うち食品廃棄物、生ごみ約500kgがリサイクル業者へ搬出され、堆肥にリサイクルされております。

木下議員のご指摘のとおり、事業所からの廃棄物排出量の削減は町の財政負担の軽減につながることから、混ぜればごみ、分ければ資源の啓発チラシを作成、また配布し、徹底したごみの分別によりごみの減量化を推進してまいりたいと考えております。

また、食品ロスの削減への取組として、滋賀県が実施しております三方よしフードエコ推奨店認定制度の利用を呼びかけ、食べ残しを少なくする小盛メニューの設定や食材の使い切り等、食品廃棄物の減量、生ごみの減量への取組を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） ありがとうございます。多賀町の分別、また集団回収等によりまして資源化されているのは十分理解はするんです。しかし、愛荘町のこの数字というものは、なぜこのような数字になるのかということを見習うべきではないかというのが一番大きな問題となります。その点につきまして、産業環境課の方で愛荘町の例はどのように理解、また解釈されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

愛荘町の数値等につきましては、愛荘町内の業者によりましてごみの分別収集をされており、その結果によるものだという事で認識しております。多賀町の方も今後検討していかなければならない問題かも知れませんが、愛荘町の状況というのは事業者、その扱う業者がその分別収集の場所を設置されて、そこに皆さんが持って行っておられるということでございます。

○議長（竹内薫君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） 愛荘町の例をぜひとも実践していただいて、先ほど課長の答弁にもありましたように、リバースセンターへの搬入量は多賀町が4町の中で一番1人当たり1日に合わせたら少ないのに、全体の廃棄物量からすると必ずしも多賀町は少ないというわけではありませんので、ほかの地域の成功例を見ていただいて、ぜひとも廃棄物を減らして資源化していただきたいというふうに思います。

先ほど課長の答弁の中にありましたけども、実は多賀町においても、隣の彦根市へペットボトルだとか新聞だとか雑誌だとか段ボールを持っていかれているところが多いと思います。この町内からの越境となってきたら、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では違反になると思うんですが、それを食い止めるためには町内にやはり資源回収の拠点をすべきではないかなというふうに思いますけども、その越境に関して課長はどのように判断されるでしょうか。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

私どもが思っておりました越境協議というのは、多賀町から持っていくということではなしにというふうに解釈しておりましたけども、今現在、彦根市の方でスーパーとかで店頭回収されております。それに対しての収集での越境協議というふうなことだったと私は解釈しておるんですけども、その辺は先ほど答弁させていただきましたけども、多賀町から彦根市へ持って行って、それは問題ないというふうには認識しておりますけども、その後の店頭における事業者の責任において、先ほど答弁させていただきましたけど、一般廃棄物でありますけど産業廃棄物に成り代わって、そこからその業者がまた契約しているところに持っていくという状況でございます。多賀町から彦根の方に持っていても事業系として回収しておられますので、問題はないというふうに解釈しております。

○議長（竹内薫君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） 今の話は家庭系の関係をお伺いしてあります、ぜひとも総量から人口を割っていったら1人当たりになります。頭の方の分子の方が実際出されなくなって、集団回収でも出されなくなってしまうと、人口は同じと仮定した場合でも1人当たりの量は増えてくるというふうな数字的なアンバランスになってきますので、その点だけご理解いただきたいというふうに思います。人口は一緒であって量が減りますね。少なくなりますね。ただ、回収量としては減ってきて、資源量としてはやはり減

ってきますので、一般廃棄物の越境というのはくれぐれも気を付けていただきたいと思います。

それと、7月の日本経済新聞にも出てたんですけども、近畿地方の1人当たり1日の量を見ますと、奈良県の下市町が572gということで、次が愛荘町の617gというふうな形になってきます。それでいきますと、まだまだ多賀町の方も努力してやっていかなくてはならないんですけども、来週、再来週でしたか、多賀小学校の集団回収も中止になりました。そうなってくると、やはり排出量自体がどうしてもためられない家が多くなってきますから、そうなってくると家庭系の収集に出されるという可能性が多々あると思います。そうなってくると、また回収量が増えてくると。

それとちょっと話は変わりますが、このコロナ禍の中で買物に行く回数が減ってきてます。1回にたくさんの物を買ったりします。それと、電気の量販店へ行きますと、大きい冷蔵庫がたくさん売れているという形です。ということは、大きい冷蔵庫が家に入り、買物に行く回数が減っていきまると、冷蔵庫の中に不要なといますか、冷蔵庫の中で賞味期限を設けたり、品質低下になってしまうような状況が多々発生する可能性があります。ですから、少しでも食品残渣の有効期限等を減らしていくためには、限りなく買物に対しても不必要なものをしていただくように広報の方でも周知徹底をお願いしたいと思います。

続きまして、2問目の事業系の可燃物の分類の方になりますが、今、課長からの答弁もありましたように1日500kg堆肥化しているという状況ですけども、リバースセンターへ搬入されているごみの形状をリバースセンターで調べました結果、ほとんど液状に近いというふうな状況らしいです。可燃ごみというものは固形物であり、気体とか水とか危険物というものは可燃物に入りませんので、このような状態で可燃物としてリバースセンターへ搬入されるということは非常に問題かなと思います。一般廃棄物の搬入物としての形状の理解は、担当課として理解されてるでしょうか。

○議長（竹内薫君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

現在、リバースセンターの方で引き取って処理しているということですけども、本町、私どもに取りましては形状については把握はしておりません。

○議長（竹内薫君） 木下議員。

○4番（木下茂樹君） たとえ事業系であっても、先ほども言いましたように、処理費から事業系の費用を差し引いた金額は一般会計の方から出されております。それを少しでも減らすためには、もう少しその排出者に、形状のことも含めまして、より一層SDGsの理解を求めていかなくてはならないと思いますので、排出者、これはEXPASAだけでなくほかの事業所も含めて指導していただきたいというふうに思います。

先ほども言いましたように、1人当たり1日の排出量をいかに減らしていくかというのはやはり大きな問題であります。昨日、町長の答弁の中で、鹿児島県の志布志市の紙

おむつの回収が言われました。確かに紙おむつの量が増えております。以前のように厨芥類イコール結構生ごみという形でありましたけども、今は紙おむつが大きなウェートを占めてる状況でもあります。その中で、紙おむつのリサイクルのテストケースとして、志布志市、鹿屋市がされてるわけですけども、本町におきましてもすぐにできるというもんでありませんけども、紙おむつの排出削減といえますか、適正な排出を願うように指導していただきたいというふうに思います。

多賀町のごみの量を少しでも減らしていくため、ごみとしての量を減らしていくために、ぜひとも担当課の方のご尽力を賜りたいと思ひまして、9月議会の一般質問に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（竹内薫君） 次に、8番、大橋富造議員の質問を許します。

8番、大橋富造議員。

〔8番議員 大橋富造君 登壇〕

○8番（大橋富造君） 議席番号8番、大橋でございます。ただいま議長からの発言の許可を頂きましたので、私はこの9月議会におきましては2件一般質問をさせていただきます。

まず最初に、幼児教育における副食費の全額負担をお願いしたいと、こういうようなタイトルで質問させていただきます。

令和元年から実施されました国の幼児教育・保育無償化に伴って、町独自で副食費を全額負担している自治体が増えてまいりました。長引くコロナ禍による正規の就業、パート従事にも就けない子育て世代の保護者は、経済的にも大変な負担を背負いながら生活されているというふうに思っています。副食費とは、幼稚園や保育園で出るおかずやおやつ代を言います。もちろん、学童保育も対象になります。実費費用については、幼稚園や保育園に通う3歳から5歳児がいる全世帯を対象に全額負担するもので、町はこれまで世帯所得や年齢等不問の基準を独自に子育て支援がされてきていると思います。第2子以降は全額負担してきた人づくり革命の一環として国が実施する幼児教育無償化の実施に合わせて、教育費補助を拡充する時期にあると思っております。特に、幼児教育・保育の現場での食育の機会確保とともに、子育て世帯の移住、定住促進のきっかけになればというふうに思っております。

できれば、令和4年4月より実施できる予算を確保していただき、ぜひ実現させていただきたいというふうに考えておりますので、この辺の考え方につきまして、教育長の方から説明、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（竹内薫君） 山中教育長。

〔教育長 山中健一君 登壇〕

○教育長（山中健一君） 大橋富造議員の質問1の幼児教育における副食費全額負担のご質問にお答えいたします。

多賀町の保育園、こども園における副食費については、令和元年10月に実施されま

した幼児教育・保育の無償化に当たって、本町では国が示した副食費の保護者負担の考え方を維持することを基本として保護者にご負担を頂いているところであります。

また、本町の幼稚園では、弁当持参で保護者にご負担をお願いしていることや、保育園等を利用しておられない在宅で子育てする家庭におきましても生じる費用であることなどから、副食費の徴収につきましては、現行の制度を維持したいというふうに考えております。

なお、議員ご指摘の経済的に負担を背負いながら生活されているご家庭につきまして、年収360万円未満相当世帯の子どもの副食費の負担については、子どもの人数にかかわらず全額免除しているところであり、また所得階層にかかわらず、第3子以降の子どもの副食費について免除しているところであります。

大橋議員がご提案いただいております町による副食費全額負担により、子育て世帯の本町への移住、定住促進のきっかけになることも考えられますが、現行の制度を維持したいと考えております。本町では、まずは安心して子育てや就労ができる環境を整えるため、待機児童の解消、ゼロ化を目指し、(仮称)久徳認定こども園整備事業に現在着手しているところであり、また学童放課後児童クラブ整備事業にも着手しているところであります。

このような本町の事業展開は、議員が申されております人づくりの革命を目指す狙い、そういうものに合致しているところであり、ぜひご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長(竹内薫君) 大橋議員。

○8番(大橋富造君) 教育長、ありがとうございます。今ほど、子育て世帯の移住、定住促進のきっかけというような観点から話されました。それはそれとして十分理解させていただくと同時に、特に多賀町の場合は子育て支援という部分については非常に温かい熱い支援がされているものというふうに思っております。ただ、これからの状況としては、コロナ禍につきまして感染者が、現在、多賀町では28人おられます。その中の詳細な部分で、10代、20代の世帯の中にもそういう感染された方もおられますけれども、人数的な部分じゃなしに、やはり感染そのものにつきましては長期化する中におきまして、どのような状況であろうとこれからも必ず起こっていく課題やと思えます。ワクチンだけの問題じゃないと思えますし、誰がどこでどういうふうに感染するかということについては誰も保障できるものではありません。

そういった中で、独自の子育て支援がさらに発展的に拡充できるような方策を考えていかなければならないと、そういう概念から私、今回、幼児教育の中の微々たる金額でございます。非常に額的に言うても、最大でも副食費を取り入れて実際に保護者が支払いしている月単位でいきますと1,600円ぐらいの金額やというふうに思っています。それはマックスの状態、子どもの人数によっては多少は変わってきますけれども、実際、それ程度の部分について私がやあやあ言うてるわけでございますけれども、その裏にはや

はりこれからの多賀町を背負っていただける若い世帯の移住ならびに定住を促進できるきっかけの1つとして、私は今回提案させていただいたわけでございます。

今、教育長の方からは、基本的には現在の状況を継続するというような状況でパッと対応されてしまいましたけれども、やはりその中におきましては、所得にかかわらずもう少し違った角度から見ていただいたときに、本当に苦しんでる方もたくさんおられるというふうに私は思っています。特にコロナ禍で就業に就けない、もしくは子どもがおられても親が感染してるという方も実際上おります。これは特にどうのこうのと言うんじゃないし、安心して子育てやもしくは待機児童の解消という分野で、今、教育長が言われましたけれども、できればそういう移住、定住の促進のきっかけになることにつきまして、もう少し具体的に何か言葉的に言えるもんがあれば、1句付け加えをできないかなと思いますので、その辺、もう一度改めて教育長の方で報告してください。

○議長（竹内薫君） 山中教育長。

○教育長（山中健一君） 大橋議員の再質問にお答えさせていただきます。

大橋議員の考えておられるその趣旨につきましては、十分私も理解しております。幅広くいろんなことも検討していきたいというふうに思っておりますけども、先ほど答弁させていただいたように、まずもってもっと大きな意味での待機児童対策、あるいは学童への対策、そういうものをしっかりやっていきたいというふうに思っております。小さい金額だというふうにおっしゃっておりますけども、いわゆる全般的な町財政の中におきましても、さらなる負担軽減策につきましては町財政の状況を十分踏まえてやっていきたいと思っておりますし、今すぐさま4月からというふうには実施できる状況ではないというふうに思っております。また、国とかあるいは県、他の市町の動向、そういうものを十分注視しながらやっていきたいというふうに思っております。

いろんな無償化ということにつきましては昨日も給食の無償化とかいろんな話がございまして、無償化ということについても、例えば学校の給食の無償化は憲法には学校教育、義務教育9年間無償となっておりますけども、これは基本的には授業料を取らないというふうな見解になっておると。だから教育基本法の中にはそういうことも明示しておりますので、無償といっても何もかもが無償ということではないということを抑えておきたいというふうに思っておりますので、どうぞ十分ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（竹内薫君） 大橋議員。

○8番（大橋富造君） 分かりました。そういう概念から、これからも力点としては子育て支援に対しての要望については、できる限りまた期待に応えられるような独自の支援策を検討していただきたい。ここでは何をどうのということは今申されませんが、その辺またよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

少し、通告には入ってる部分と入ってない部分があるんですけども、子育て支援の事業の中で、今これは副食の話を1つの提案事項として質問させていただいてますけれ

ども、その子育て支援の支援策の中におきまして、1件だけ町長ならびに教育長、どちらもあるんですけどもお聞きしていただきたいと思うのは、コロナ禍による部分と熱中症による部分と2つありまして、現在の小学生のランドセル、これもあるんですけども、お子さんの方に聞きますと、熱中症対策の部分で、今までの水筒の容量よりも少し大きめのものを持っていかんことには間に合わん子どももいてるということで、それを首にぶら下げて学校へ通学してると。できたら、もう交通安全その他のことを考えると、それに袋が付いた分を付けた仕様に変更できんかいというような方で言われてました。そうしますと、もうランドセルの中で両サイドに水筒を放り込んでおけばそんなにガタガタすることないので、安全的にも転ぶということもないので、できればこの辺、幼児教育の質問の中でございましたけれども、あるお母さんから一度それだけは言葉として言うといってくれというふうに言われておりましたので、この辺の検討をお願いしたいなというふうに思います。結論は今すぐという部分についても、来年4月からできればいいんですけども、それができるかどうかまだこれからの検討ということで、今日初めて物申したものですので十分な答えが出てこないと思いますので、教育委員会の方で一度再考をしていただきたいなと、今お持ちであれば教育長お願いいたします。

○議長（竹内薫君） 質問の通告書にはございませんけども、許可しますので、山中教育長、答えればお願いします。

○教育長（山中健一君） 今の大橋議員のお尋ねのことですけども、私も最近そういう話も聞いてございますけども、教科書もいわゆる学習指導要領というのをここでよく話しますけども、10年ごとに変わっております。一時はいわゆる学習内容を3割減らしたということで、本当に教科書そのものも薄っぺらいものに変わってきたということで、カバンに入れる、ランドセルとかそういうものに入れるのは少なかって割と軽かったんです。しかし、我が国はそういう教育内容を縮減したことによって世界的な学力調査とかそういう中でやっぱり劣ってきたということで、再び学習内容が増えてきたわけです。そして今はA4判の大きな教科書に変わってきたということで、大分重みがあるというふうには聞いております。そういう意味で、学校現場ともいろいろと今ご意見を頂戴しましたので、いろいろとまた相談しまして、学校に置いておけるものは置いとくとかいろいろんな方法がございますので、検討をしていきたい、意見としてお聞きしてまた現場とも協議してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（竹内薫君） 大橋議員。

○8番（大橋富造君） ありがとうございます。途中の話で大変申し訳なかったと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

次に、2つ目の質問に入らせていただきます。災害時の食料確保についてという質問内容です。

西日本を中心に記録的な大雨が続き、日本列島の南北に鎮座した2つの高気圧に前線

が挟まれて停滞し、8月11日の降り始めから雨量が九州で年間降雨量の4割強に相当するなど、過去の常識に通じない水準の雨量となりました。日本列島はどの地域にも限りなく、地震、豪雨等、自然災害の多い国でもあり、我が町でもいつどのような災害に見舞われるか誰にも分からない状況にあります。

長引く前線は8月20日頃まで列島に停滞するという見込みが報道されておりました。この段階につきましては、一般質問の提出日が19日ということもありまして、少し予測も入れた言葉になっていますけども、その辺はご了承願いたいというふうに思います。特に8月14日10時15分に多賀町災害対策本部から降雨が予測される中、大雨、土砂災害警報、洪水警報による浸水害が予想され、町全体に警戒レベル4、避難指示が2時20分に発令され、避難場所、安全な場所などへの避難情報とともに、拠点避難場所が開設されました。今回の発令に伴う混乱もなく、大きな被害や災害も生じなかったことは、大変喜ばしいことでもありました。

しかし、万一の災害時には備蓄食品は既に保存用の乾パン、クラッカーなどを中心に確保されている中、健康な成人には役立つかもしれませんが、子どもとか高齢者などには硬く、かむ力すらない人もおられますし、容易ではないものではないでしょうか。

今回、線状降水帯がもたらす豪雨は、地球温暖化に伴って大気中の水蒸気量が増加しており、今までのように想定外の災害、数十年に1度、もしくは100年に1度のような大災害は今後も毎年のように起き得ると、気象学の教授からも警告されております。本当に災害時に直面した場合を想定し、役立つ食料の確保となっているのか再検討が必要ではないかというふうに考えております。特に、粉ミルク、哺乳瓶が必要な乳幼児、柔らかく温かい食事を必要とする老人や乳幼児に与えられる災害用備蓄食料として準備も考えていくべき課題ではないかと思えます。多人数の食料確保はもちろん大切ではありますが、災害時に役立つ避難所での食料確保の見直しについて、町長の考えをお伺いいたします。

なお、厚木市などは液体ミルクの活用、粉ミルクのように湯を溶かす必要がなく常温保存が可能というようなものを取り入れているような情報も入ってきてます。消費期限が少し難点な粉ミルクのような長期保存に向かない面はありますけれども、災害はいつでもどこでどういうふうに起こるか分かりませんが、そういった対応のためにも一度その辺の検討も必要かと思えます。避難所になり得る場所に配置するべきものと考えますが、この辺の液体ミルクの活用についてもどのようにお考えかお伺いしたいというふうに思います。

さらに、一般家庭の中でも災害拠点地域まで行けない場合、自宅で待機するといった場合にも、長期保存の効く保存食がこれからは非常に大事な状況になっていくんじゃないかなというふうに思います。この辺の部分については、町として災害時の備蓄品の考え方については、今、分かっていたと思いますけれども、どうしても拠点避難地区まで行けない、自宅で要するに待機するといった場合の保存食についてもできれば検

討をしていただきたいなど。特に最近、町の行政の方からは災害備蓄としていろいろな情報が流れておりますけれども、一般家庭で実際に待機し、それで2日、3日というふうにもしも万が一なった場合のことを想定したチラシとかそういうものは今までにないと思いますので、この辺、できればやはりそういうことも予測した情報を今後検討していくべきではないかと思っておりますけれども、その辺の見解も含めて、総務課長ならびに町長の方に見解をお願いしたいなというふうに思います。

○議長（竹内薫君） 石田総務課長。

〔総務課長 石田年幸君 登壇〕

○総務課長（石田年幸君） 大橋議員のご質問にお答えをいたします。

多賀町では、地震や水害等の災害に備えまして、金属製の缶に入っておりますパンを備蓄しております。このパンは、従来イメージされている硬くて風味のないパンではなくて、常温のまま、また子どもから高齢者まで食べていただける硬さとある程度の食べやすさとなっております。昔のイメージされているパンとは大分変わってきているということでございます。

しかしながら、この災害備蓄保存用パンは、特定原材料等28品目の食物アレルギーの全てに対応できていないことや、議員ご指摘のかむ力に不安をお持ちの世代に対応する必要もあるということも考慮いたしまして、いわゆるアルファ米と呼ばれる水だけで調理できる新たな備蓄食料を検討し、今年度、一部備蓄を行う予定でございます。

この新たな備蓄食料は、当然、1個当たりの単価が高うございまして費用が嵩み、全てをこれに変更するという事は現実的ではないと考えておりますので、算定をいたします必要数を基に、従来の災害備蓄保存用パンの更新、5年ごとに更新を行う必要がございますので、行った上で追加で整備をする予定でございます。

また、乳児への液体ミルクの活用につきましても、保存期間が1年と非常に短こうございますが、今年度、一定数整備を予定しているところでございます。

引き続き、災害応急対応が迅速かつ適切に行えるように備蓄を進めますが、災害発生時、特に大規模地震発生時には、食料、生活物資の全てが町の備蓄物資だけで賄えるものではございません。町民の皆様におかれましては最低3日間、可能でありましたら1週間をめどに備蓄していただくようお願いするとともに、町として啓発をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

自宅待機の方につきましては答弁書は書かれてませんが、当然、大規模地震で家が壊れたときに自宅待機というのはあまり考えにくくて、どちらかと言いますと、例えば車の中であるとかそういうことが想定されるかと思っております。そういった場合に、町として避難所に来た人だけにその備蓄を分けるというようなことではなくて、当然そういう方も含めた対応をしていく必要があるんだろうと考えておりますし、備蓄だけではなくて商店に売ってる備品を再度調達させていただいて配布させていただくとか、あとまた数日経ちますとボランティア等、物資も供給されてきますのでしょうから、そういうことを

併せて対応していきたいというふうに考えております。

○議長（竹内薫君） 大橋議員。

○8番（大橋富造君） 今、総務課長の方から話がありまして、大体状況は分かるんですけども、もう少し皆さん方一般の人が分かりやすい状況で説明をさせていただきます。

まず1つ目は、今、多賀町は災害協定、どのような部分についての災害協定なのかいろいろと想定されている部分があるんですけども、実際に協定で締結している分野について、改めてもう一度おさらいしたいと思いますので、現在、こういう災害が起こったときの協定として、行政としての締結されている項目について分かっている範囲内でお知らせをしていただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（竹内薫君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） 資料を持ち合わせておりませんので正確な数字が出ませんが、数字というか協定の数も結構増えてきておりますので、当然、災害が起こったときに緊急に工事を行うような場合の協定であるとか、あとそれぞれの工場であるとか、あるいは日用品の、いわゆるコメリみたいなところからの物資の緊急援助の協定であるとか、そういうものが主なものでございます。今現在は、この春にはセブンイレブンでしたか、その辺とも締結をしておりますし、今、検討を加えてますのが、郵便局とか、そういうお互いの中でいい関係を作って災害協定を結んでいくというようなことは今進めております。ただ問題は、本当に生きた締結になるかどうかというのは、やっぱり運用として大切であるとは認識しております。

○議長（竹内薫君） 大橋議員。

○8番（大橋富造君） できれば、またそういう協定のされた状況の一覧があれば、1度またお見せいただきたいなと思います。半面、多賀町からほかの自治区の方へ協定で対応する、例えば鹿児島の日置市とか鳥取の三朝町とか、いろんなところに対して多賀町が発信して支援するという分野も多分あると思いますので、その辺も合わせた形をお願いしたいと思います。

もう一つは、先ほどアレルギーという分野で石田課長の方から話がありましたけれども、私もこの災害時の食料確保についていろいろな資料を取り寄せて確認すると、やはり今まで思わなかったアレルギーというのが言葉上でたくさん文書の中に出てきます。それは、災害食の備蓄として、こういうようなもんは対応できないというような状況で残っておりますので、この辺のアレルギーに対する認識をもう少し強めていただいて、実際に実用可能なもんを取り寄せていただくというのが非常に大事だと思いますので、好みに合う備蓄とともに、常温で日持ちの良いもの、ならびに家族構成を考えた量をどの程度かというのを1つの参考事例として、また情報発信をお願いしたいなというふうに思いますので、よろしくお見せいただきたいと思います。

それともう一つ、今、セブンイレブンからの協定というようなことがあったんですけども、私のこの内容の中で確認しますと、日本政府は今後、懸念されております南

海トラフ巨大地震等の地震に備えて、国民に対して最低3日間、推奨1週間の水、食料の備蓄が望ましいという見解が出されております。特に大規模災害が起こったときには、当然、公的な支援物資はすぐに届くとは限りません。ましてや、スーパーやコンビニエンスストアなんかの店先からは食料が一遍になくなってしまいうということで、もう本当に買い出ししようと思っても買い出しできないような状況にパニックになっていくんじゃないかなというふうに言われておりますので、この辺のことを考えた想定をしながら対応すると。その中で特に考えておかないかんのは、災害が起こったときの1つの仮定としては、やはりライフラインが止まってしまうということが一番大きな課題ですので、食料もしかりですけども、ライフラインが止まってしまうと、当然、食料の確保等にも走れないというようなことがありますして、その辺の対応を考えていかないかんというふうに思います。

特に、そういった中で災害時はただでさえつらい状況の中でストレスがたまっていくしますので、我々も多賀町住民としては、そういう大きな災害に出くわした部分はまだ経験しておりませんので、一定推測ばかりで大変な分野と思いますけれども、本当にこれからどのような状況が起こるか分かりませんし、1度その辺の問題に立ち向かってしていかないといかん分野だと思いますので、保存食については非常に大事なことでありますので、どうか早急に検討をお願いしたいというふうに思います。

情報を見ますと、最近、非常に人気があるのはフリーズドライの味噌汁、これは31品目ありまして、お湯を注ぐだけでスープができたり味噌汁ができたりという、市販でも要するに贈答品でも出てきておりますけれども、この分が非常に保存食としては一番よく聞くし、1年から3年半ほど保存できるということです。資料の中で20年持つ保存食もあります。そこまで大幅にする必要はないと思いますけれども、町で備蓄すべき保存食の分野と、そしてそれを一般家庭で保存食として持ちこたえられる項目について、二通りの線でこれからまた検討していただいて対応をお願いしたいというふうに思います。

ほかに言葉で出てきませんでしたけれども、ココ壺番館のカレーライスが、今、保存食としてにわかに、5年間保存できるようなレトルトカレーが出てきました。これも好みに合う部分かもわかりませんが、この辺もまた1つの検討の材料にさせていただいて、できるだけ保存食である以上、災害であったとしてもできるだけおいしく頂けるような分を選定していただくというのもやはり行政の腕ではないかなというふうに思っておりますので、その辺も併せて要望しておきたいなと思います。

以上で、私の一般質問は終わらせていただきます。どうか、災害時の食料確保についても早急に検討していただきまして、それらしき対応をお願いしたいと思います。終わらせていただきます。

○議長（竹内薫君） 暫時休憩をします。

議場の時計で11時05分まで休憩します。

(午前10時49分 休憩)

(午前11時05分 再開)

○議長(竹内薫君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11番、川岸真喜議員の質問を許します。

11番、川岸真喜議員。

[11番議員 川岸真喜君 登壇]

○11番(川岸真喜君) 議長の許可を頂きましたので、私はこれからの保健事業はと題しまして、がん検診、予防接種事業、不妊治療、新型コロナウイルスワクチン接種について質問をさせていただきます。

まず1つ目、がん検診について質問をいたします。

8月末からがん検診が始まっています。平成29年度から受診率の目標が設定されていますが、ここ5年のがん検診受診率は下がる傾向にあります。目標30%に対し半分の15%にも及んでいない現状があります。今年度から50歳以上の偶数年齢を対象に胃がんの内視鏡検査を安価で受けることができるようになりました。今日、がん検診のお知らせというこのパンフレットをお持ちしたんですけれども、こちらにも、「がん検診内視鏡検査が6月から始まりました」と大きく書かれています。中ほどに料金が書かれているんですけれども、通常の病院での受診と比べますと3分の1ぐらいの値段で受診できるようになっています。胃カメラは早期発見に最も有効な方法であり、このように2年に1度受けることで健康を考える上で安心にもつながります。受診率の向上で多くの方のがんの早期発見につながることを期待したいところであります。

令和2年度の実績はどうだったのか、また今後、受診率の向上のための対策について、また、ただいま申し上げました胃がんの内視鏡検査の申込み状況はどうなのか、教えていただきたいと思っております。

次に2つ目、予防接種事業についてお伺いします。

これまで、インフルエンザをはじめとする予防接種事業が行われてきました。しかし、昨年来のコロナ禍において、住民の間には、マスクや手指の消毒、手洗いによって通常の風邪を予防する対策が徹底されてきました。インフルエンザが蔓延していた数年前とは状況が異なっています。今年度当初予算には849万円がインフルエンザの予防接種を委託する経費として計上されています。高齢者を中心にコロナワクチンの接種が進んでいるところです。令和2年度の実績はどうだったのか、また今年度以降の予防接種事業はどのようになるのか教えていただきたいと思っております。

次に3つ目、不妊治療の保険適用の動きについてお伺いします。

これまで不妊治療は全額自己負担で、国の助成制度があるだけでした。1回30万円で、40歳未満には6回まで、43歳未満は3回までとなっております。治療費は一般に100万円から300万円と言われており、当事者は医療機関によって異なる高額な

複数の治療法、体外受精、顕微授精から選ぶという形で治療をされています。2018年度に不妊治療によって生まれた子どもは全国で5万7,000人、全体の6.2%に及んでいることから、国では保険適用の動きが加速しています。保険適用になれば3割負担となり、対象となる治療法も特定され、これまでばらつきのあった金額も平準化されると言われています。国の動きはどうなっているのか、また保険適用になった場合の町財政への影響はどうかお伺いします。

4つ目、新型コロナウイルスワクチン接種についてお伺いします。

国内の40の都道府県でステージ4、爆発的感染拡大となりました。8月27日には滋賀県でも緊急事態宣言が発出されています。一時、滋賀県では病床使用率が90%を超えるところまで来ておりました。現在は新規感染者数が一時3桁でありましたけれども、2桁へ減ってきておられます。滋賀県でも、感染者の中には感染力の強いデルタ株の割合が増えてきています。そういった中でも、ワクチンを2回接種された方の中には重症化や死亡例は減少しており、ワクチン接種の効果が出てきていると言われています。

9月6日で64歳以下の1回目の接種が本町でも終了します。この間、65歳以上の未接種の方も受けられるということでした。県内でも大規模接種や職場での接種が進んでいます。接種率は全国的には9月3日の時点で65歳以上の高齢者、2回接種した方は87%、64歳以下の方は1回目37%、2回受けた方は22%という新聞での報道がありました。

本町において65歳以上、64歳以下の接種率はそれぞれどのような状況かお伺いします。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 川岸議員のご質問、これからの保健事業はの1点目、がん検診についてのご質問にお答えいたします。

当町で実施していますががん検診につきましては、議員ご指摘のとおり、受診率が低下しており、特に令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、残念ながら全ての検診において受診者数および受診率ともに減少する結果となりました。

各がん検診ごとの実績についてですが、胃がん検診におきましては、令和2年度より胃部エックス線検査に加え、新規事業として50歳以上の方を対象に指定された病院で受診する胃内視鏡検査を導入いたしました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、指定病院での検査受入れが遅れたこともあり、受診者数は10名でした。胃部エックス線検査につきましては256名の受診、併せて胃がん検診の受診率は5.7%でございました。子宮頸がん検診は201名の受診、6.2%の受診率、乳がん検診は198名受診、7.9%の受診率、大腸がん検診は490名の受診、10.4%の受診率、肺がん検診は351人の受診、7.5%の受診率という結果でした。受診率につきましては、前年度に比較し平均して1.7ポイントの減少となっています。

今後の受診率向上に向けての対策ですが、乳がん、子宮頸がん、大腸がん検診においては、特定の年齢の対象者に無料で検診が受けられるクーポン券を発行し、受診への動機づけに取り組む予定です。乳がん検診については40歳から60歳、子宮頸がんにつきましては20歳から40歳までの対象者において5歳刻みで過去3年間の未受診者に、大腸がん検診におきましては40歳から60歳までの対象者において5歳刻みで過去5年間の未受診者をクーポン発行の対象としております。

今年度の各種健診の開始につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業を優先したために8月末から実施するよう計画しており、まだ申込みを受け付けしている最中でしたが、緊急事態宣言発令となり、その期間中は原則、検診は延期するよう国から通知が来ており、現在、集団検診を実施できない状況となっています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が落ち着くまでは集団検診を実施すること自体が制約されているため、検診のお申込みを頂いている住民の皆様には大変ご心配をおかけしております。

今後、新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着き、集団検診が実施可能になりましたら、感染予防対策を徹底し安全に検診が実施できるよう、また今後の受診勧奨についても積極的に努めてまいりますので、どうかご理解いただきますようお願いいたします。なお、現時点での胃内視鏡の申込者は16名でございます。

2点目、予防接種事業についてのご質問にお答えいたします。

令和2年度のインフルエンザ予防接種につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大期と季節性インフルエンザの流行期が重なると医療現場が混乱することが想定されるため、できるだけ多くの方がインフルエンザワクチンの接種を受け、罹患者を低減させるため、インフルエンザ予防接種についての補助事業を実施しました。

令和2年度の高齢者のインフルエンザ予防接種者は2,081名で、令和元年度よりも約10ポイント高い82%の接種率でございました。新型コロナウイルス感染症の予防対策とインフルエンザの予防接種が功を奏して、昨年冬からの流行期についてはインフルエンザの流行の報告はありませんでした。令和3年度につきましては、例年どおり10月から高齢者のインフルエンザ予防接種を実施する予定であり、準備を進めているところでございます。

現在、高齢者のインフルエンザ予防接種は、予防接種法施行令により定期接種に位置づけられているため、今後も制度改正がない限り接種を継続してまいります。

3点目、不妊治療の保険適用の動きについてのご質問にお答えいたします。

国におきましては、出産を希望する世帯を広く支援するため、不妊治療の保険適用を検討し、保険適用までの間は令和3年1月1日以降に終了した特定不妊治療を対象に、現行の助成措置を大幅に拡充しています。支援の拡充内容としましては、助成額については1回の助成上限額15万円が30万円に、助成回数につきましては、妻が40歳未満の場合は通算6回までとなっておりますが、1人の子どもごとに6回までと拡充さ

れ、また夫婦合算の所得730万円未満が対象でありましたが、所得制限は撤廃となりました。

令和2年12月23日に開催された厚生労働省医療保険部会資料によりますと、「子どもを持ちたいという方々の気持ちに寄り添い、不妊治療への保険適用を早急に実現する。具体的には令和3年中に詳細を決定し、令和4年度当初から保険適用を実施することとし、行程表に基づき保険適用までの作業を進める」とあります。国の方では、現在、早急な保険適用の実現に向けての作業を進めていただいていると推察いたします。

今後、保険適用となり、不妊治療を始める方がどの程度増えるかは把握はなかなか困難な状況です。令和3年度の当初予算では、不妊治療補助金として120万円計上しており、この予算は不要となる予定ですが、国保加入者での治療者があれば医療費については町の負担が出てまいります。対象者数や保険適用になる具体的な治療の診療報酬など、詳細がまだ不明であるため、今の時点で町財政の影響についてはお答えしかねますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

4点目の新型コロナウイルスワクチン接種についての質問にお答えします。

本町では5月14日から高齢者のワクチン接種を始め、7月26日から65歳以上で接種できていない方も含め、満12歳以上の対象者に対しての接種を進め、昨日9月6日に集団接種の1回目が一旦終了いたしました。

7月末からのワクチン接種につきましては、6月までの高齢者対象の接種のときとは違い、幅広い年齢、またアレルギーや基礎疾患をお持ちの方、心身に障がいをお持ちの方など対象者も幅広く、副反応で体調不良を訴える方も日によっては複数名おられました。大きな事故なくここまで接種を無事に進めてこられたのは、町民の皆様のご理解、ご協力と接種に関わっていただいた医療従事者の皆様のおかげと心から感謝申し上げます。

本町におきましては、9月6日17時時点で65歳以上の1回目の接種率は93.5%、2回目の接種率は91.8%という状況です。64歳以下につきましては、満12歳から64歳までの対象者数に対しましての接種率につきましては、1回目80.4%、2回目48.8%の接種率となっています。

今後の接種により接種率はまだ高くなると予測されますが、一方で、接種を希望している方が何らかの事情で接種できていないケースも見受けられるため、その対応についても準備にかかっております。まだこれから続く今後の接種につきましても、安全に安心してスムーズに接種が受けていただけるよう、引き続き努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（竹内薫君） 川岸議員。

○11番（川岸真喜君） 答弁ありがとうございました。

1つ目のがん検診についてですけれども、答弁にありましたように、コロナの影響で

集団の検診は難しいと思いますけれども、内視鏡のように個人でできる検診というものもありますし、あらゆる媒体を使って住民の皆さんに呼びかけていただきたいというふうに思います。がん検診の受診率が少しでも向上して、がんが早期発見され、つらい思いをなくす、少しでも軽くする、がんの発見が遅れるということは回避していただきたいと思っております。この質問については了としたいと思います。

2つ目の予防接種事業について、インフルエンザの予防接種ですけれども、昨年の冬は全国的にインフルエンザの流行はなかったというふうに言われています。予防接種にはインフルエンザの流行に備える意味もありますし、子どもの体の中に抗体を獲得する意味、また集団免疫という点、重症化の予防といういろんな点があると、意義があるというふうに言われています。

コロナの影響で感染対策が徹底されているために、皮肉なことに子どもの中で抗体が作られておらず、集団免疫の力が弱いというふうに言われています。また、コロナワクチンの生産が優先されているために、インフルエンザワクチンの生産資材の不足が生じており、供給が追いつかないという可能性もあるというふうに、昨日の日本医師会の記者会見では言われていました。予防接種を例年と同じ程度に進めていくという答弁がありましたけれども、やはり子ども、高齢者は定期接種というふうに位置づけられているということでしたけれども、子どもについても抗体が作られていない、特に乳幼児は作られていないということですので、そういった子どもも優先して接種する、そういった推奨の仕方もあるのじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） 再質問にお答えさせていただきます。

先ほどお答えさせていただきましたように、高齢者についてはインフルエンザに罹患されてからの合併症のリスクが大きいため定期接種というふうに位置づけられてまして、例年どおり受診の推奨をさせていただく予定であります。今、議員がおっしゃられたように、乳幼児のインフルエンザの抗体ができていないということで、子どもへのワクチン接種についての推奨の方法もあるのではないかとしたことだったかと思いますが、あくまでも子どもの接種につきましては任意接種でございますので、情報提供をしながら、推奨というふうにはいきませんので、個別のご相談を受けたらそれに対応していくというような状況になるかと思っております。以上です。

○議長（竹内薫君） 川岸議員。

○11番（川岸真喜君） 年間を通じて保健事業全般を見てみますと、ワクチン接種の数が非常に増えていると思います。コロナのワクチン接種もそうですけれども、その他のワクチン接種、インフルエンザも含めて肺炎球菌、風疹、それから女性では子宮頸がんなどがあります。そういった個々のワクチンとコロナのワクチンと時期が被るなどの問題があるのじゃないかなというふうに思います。その間隔、1回目コロナワクチンを打ってからその次のほかのワクチン、そういった時期が被る問題など、そういった注意喚

起についてはどのように取り組まれていますか。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） 質問にお答えさせていただきます。

数多くのワクチン、今、医療機関の方で接種されています。基本的には、生ワクチンと不活化ワクチンという2種類のワクチンがあるわけですが、多くは不活化ワクチンですので、肺炎球菌やインフルエンザ、子宮頸がんのワクチン等につきましては不活化ワクチンです。ですので、それぞれの不活化ワクチンとの接種の間隔は2週間空けていただくということになっております。各ワクチンを受けていただく、予診票には1か月以内にほかの予防接種を受けたことがありますかという設問が必ずそのワクチンにもありまして、そこら辺で、申込みをされる時点で医療機関で確認、そして受診する、接種を受けるときに接種の場で問診票で確認というダブルのチェックがされている現状でございます。以上です。

○議長（竹内薫君） 川岸議員。

○11番（川岸真喜君） ありがとうございます。

次に3つ目の不妊治療の保険適用の動きについてですが、当事者の皆さんにとっては、金銭的にも精神的にも身体的にも多大な負担がかかる治療と言われています。我々にできることは当事者の方々に対して、先ほど答弁にもありましたように心を寄せて、国全体で治療に係る費用を負担するということができないかなと思います。保険適用が実際に実現するというのを、私も一議員として願いたいというふうに思っております。この質問については了としたいというふうに思います。

最後の4つ目の新型コロナウイルスワクチンの接種についてですが、今定例会に提案されました補正予算に、ワクチン接種を2か月延長するための予算が計上されるというふうに思います。この2か月延長の対象となる人、あるいは想定される人数などが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） ご質問にお答えします。

今回、補正予算を提案させていただいておりますが、ワクチン接種の2か月延長での対象者につきましては、現在、多賀町がスケジュールを組んでおります9月末までの集団接種のスケジュールの中で、接種が1回しか受けられず2回目が受けられなかったという方が出てきます。あるいは、この期間中に接種したいんだけども何らかの理由で接種ができなかったという方もおられます。そういう方を対象にこの期間で接種の機会を設けたいというふうに思っておりますが、対象者数、人数についてはまだ把握が十分できておりませんので、ここでは返答ができませんので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（竹内薫君） 川岸議員。

○11番（川岸真喜君） ありがとうございます。9月1日付の新聞に、19市町の9月

後半に向けて必要なワクチンの配分数が発表になりました。多賀町は数値が発表されていませんでしたけれども、足りているのだろうと思いますけれども、実際のところはどうなのか教えてください。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） ご質問にお答えいたします。

昨日の接種が終了した時点で、多賀町におきますワクチンの残量が2箱残っております。2,340回分がまだ残っておりますので、今後、9月中の接種と併せて10月、11月、まだ接種されていない方の接種につきましてはほぼほぼ対応できるかというふうに考えております。以上です。

○議長（竹内薫君） 川岸議員。

○11番（川岸真喜君） ありがとうございます。ワクチンに関係した報道の中で、異物混入の事案が報道されました。5つの県の8つの会場で薬剤師により発見されています。国内ではモデルナ製で39本、ファイザー製でも2本から見つかり、同じロットのものを使用を全て見合わせるという事態になっています。バイアルと呼ばれる容器の中に異物が見つかったのは、どの事案もワクチンの接種会場で見つかっているという現状があります。この報道の前後で、本町の接種会場での異物の確認など、対応に変化はありましたか。異物の確認はなされているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（竹内薫君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） 質問にお答えさせていただきます。

多賀町の現場としましては、今回の異物混入の報道がある前から、冷凍庫から解凍する作業、冷蔵庫からまた当日の接種に向けてバイアルを取り出す作業につきましては、町の保健師が実施しております。その実施の中で1本1本のバイアルを保健師が確認して今までもおりましたので、この報道がなされてからもより一層確認はしておりますが、同じようなマニュアルの中で実施をしております。また、バイアルから注射器6本にワクチンを吸い上げる作業をお手伝いいただいている看護師の方でやっておりますが、そちらの看護師の方でもワクチンの吸い上げ、その注射器の中にも異物がないか等につきましては、確認をいただいているところでございます。以上です。

○議長（竹内薫君） 川岸議員。

○11番（川岸真喜君） ワクチンの接種というテーマで質問しておりますけれども、子どもの感染、こどもとワクチンという関係に目を向けますと、子どもはワクチンの接種の対象にはなっていません。理由は、子ども向けにワクチンが承認されていないという現状があります。子どもを対象とした治験、臨床実験が行われていない、子どもは重症化しにくいなどの理由があると言われております。しかし、子どもへの感染が明らかに広がっています。子どもも濃厚接触者になります。子どもも感染すれば大人と同じ症状が出ます。ワクチン接種がない分、検査が重要だというふうに思っています。そこで、短時間で検査結果を調べる抗原検査簡易キットが学校関係、小中学校に配布されるという報

道がありました。体調の優れない児童生徒に限って使用するのか、あるいは学校には児童生徒だけでなく先生や他の職員も子どもと関わっておられます。この間、他県で陽性の先生が学校に出勤して授業を行ったという事案も報道されました。先生にも使うのか、子どもだけなのか、こういった使い方をされるのか教えていただきたいと思います。

○議長（竹内薫君） 吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田克君） ただいま議員のご指摘の抗原簡易キットについてご説明いたします。

まず、児童生徒、教職員なんですけども、風邪等の症状がある場合には登校、出勤せずに自宅で休養するといったことが基本であります。そして、学校で変調を来した場合にも、すぐに保護者に迎えに来ていただく、また早退して医療機関を受診する、そういったことが基本であります。しかしながら、このキットを使用するのは登校後、また出勤後におきまして急に体調に変化を来した、その上で直ちに医療機関を受診できないと、そういった場合のみに用いるものであります。また、この検査の結果が仮に陰性であったとしても、あくまで簡易キットでの検査でありますので、学校で活動を継続するといったわけではなく、すぐに医療機関を受診、また自宅待機を保護者に要請するところがあります。

この検査キットの対象者は、教職員、そして小学校4年生以上の児童生徒です。また、検査を実施する場合には保護者の同意書が必要となっております。それで検査の手順なんですけども、児童生徒が急に発熱した場合、教職員もですけども、検査を行うことを考えるわけなんですけど、それまでにまず保護者に連絡して医療機関を受診を要請する、それが最初であります。それでどうしても無理な場合に、緊急の措置として保護者の同意を得た上で検査をするわけなんですけど、実際に検体を採取するのは本人であります。教員が採取をするわけではなくて、本人が鼻の奥に検査キットを使いながら検体を採取するというところで実施します。また、この場合には他者から隔離した部屋で行うといったことになっております。

検査の結果、陰性であったとしても速やかに帰宅、また医療機関を受診を保護者にお願いたしますし、また偽陰性の場合もありますので、必ず医療機関を受診していただくように話をしていくというところになっております。また、症状がなくなるまで自宅待機するといったこともあります。また、陽性、また判定が困難であった場合には、これは医療機関に連絡をして対応していただきます。そのため、保護者に学校に来てもらって、その検査の結果を持って医療機関に行っていただくということです。なお、この検査の対象者は実際に熱があつたりとか風邪様の症状がある場合の児童生徒、教職員でありまして、濃厚接触者、あるいは無症状の方に対しては使用するものではございません。

このような感じで検査キットを使いますが、最初にも申し上げましたけども、基本はもう風邪等の症状があつたら学校に来ずに医療機関を受診するといったことが基本でありますので、そのことの徹底を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（竹内薫君） 川岸議員。

○11番（川岸真喜君） ありがとうございます。大変分かりやすい答弁を頂きました。コロナの収束を願うところですが、学校での感染を防ぐために、万が一学校で学級閉鎖をする必要があるとすれば、どのような基準があるのか教えていただきたいと思っています。

○議長（竹内薫君） 吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田克君） お答えします。

ただいま議員の方からご質問のありました学級閉鎖等につきましてですが、現在、文部科学省から学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドラインといったものが示されております。本町におきましては、そのガイドラインに基づきまして保健所や学校医と相談しながら対応していくということです。

まず学級閉鎖なんですけれども、次のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。まず1点目です。同一の学級において複数の児童生徒の感染が判明した場合、2点目として感染が確認された児童生徒等が1名であっても、その周囲に未診断の風邪等の症状を有する児童生徒が複数いる場合、3点目としまして1名の感染者が判明し複数の濃厚接触者が存在する場合、4点目、その他学級閉鎖が必要と判断した場合ということになっております。

また学年閉鎖なんですけれども、学年内で感染が広がっている可能性が高い、そのような場合に学年閉鎖を実施しますし、学校全体の臨時休業につきましては、複数の学年を閉鎖する、そのような学校内で感染が広がっていると判断される場合、そのような可能性が高い場合におきましては学校全体の臨時休業を行っていくことを考えております。

このことにつきましては、8月31日付で保護者の方、連絡をしているところです。以上です。

○議長（竹内薫君） 川岸議員。

○11番（川岸真喜君） ありがとうございます。あつてはならないこととか、あつてほしくないこととありますけれども、新規に陽性となった子ども、濃厚接触者となった子どもへの周りの対応についてお伺いしたいと思います。

登校、登園が停止となって自宅待機になると思います。この件について、先日、有線放送を聞いておりましたら、小学校の2学期の始業式の様子が放送されておりました。ある校長先生が挨拶をされておりました。その校長先生は子どもたちに向けてこう話されておりました。『コロナウイルスで大変な時期、マスクをしたり手を洗ったり感染を防止することはもちろん大事ですが、一番大事なことは、学校に来れなくなった友達に対して、「何々君、早く良くなってね、学校へ戻ってきたらまた一緒に遊ぼうね」という温かい気持ちを持つことですよ』と話されておりました。私自身、その話を聞いて胸を打たれま

した。有線放送を聞いていますと、日々、町民の皆さんに向けて毎日のコロナ情報の最後に、「冷静な対応をお願いします」と呼びかけておられます。冷静な対応とは一体どういう行動なんだろう、この校長先生の話聞いて、今さらながら改めて考えさせられたところなんです。つい感染防止に重点を置きがちですけども、それと同時に陽性となった方、濃厚接触者となった方への思いやりですとか、排除しない寛容な気持ちを持つということが大事なんだなというふうに気づく機会となりました。

教育現場でこういった呼びかけ、校長先生のお話のようなこういった指導というのは現状なされているのかどうかお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（竹内薫君） 吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田克君） 川岸議員の質問にお答えします。

今、有線放送でそういうお話をお聞きになったということですが、私も大体聞いております。このように校長先生が言っておられたというのも、私も川岸議員と同じ思いで聞いておりました。このコロナにつきましては、昨年来、コロナが感染拡大していくという中で、いつも校園長の先生方の会議がございます。あるいは臨時もございますし、機会があるごとに、いわゆる感染予防、感染対策ということについては絶えず話をしてきたところなんですけど、今おっしゃいますそういう事態になったときに、やはり差別とかいじめとかそういうことが起こり得る、そういうこともいろんな報道によっても聞いておるところでございます。

そういう中で、コロナが感染したというふうなことでやっていたわけじゃなくて、普段から本町の教育目標は豊かな心を育むということが一番大きな目標になっております。学校の方では道徳という時間が今ございますし、そういう中での教材を使って、おっしゃるような思いやりの気持ち、あるいは優しい心を持つ、相手を思う心を育む、こういうことを基本的にやっておるわけでありまして。ただ単に、その教科の時間として行われる道徳の時間だけにとどまらず、先生方の、あるいは子どもたちの学校行事も含めたあらゆる教育活動の中でそういう心を培っていくということが非常に大事だということを進めておるということでございます。

もう一つは、よくこれも話をするわけですけども、本町では保幼小中の先生方が年3回集まって多賀の子どもたちをどのように育てていくのかということについて話合いを持っております。そういう中で3つの部会に分かれているんですが、集団活動という部会においては、いわゆるその子どもたちの心と心をつないでいく、そういう仲間づくり、集団づくりをやりながら、今申し上げた思いやりの心、豊かな人間性を育てていくということ、今の子どもたちの課題も含めながら、どういうふうにしていくかということを進めているというところでございます。そういう意味で、今回、また今度も議会の皆さんにも今年の学力調査、あるいは学習状況調査の結果をまた課長の方から報告いたしますけども、そういう中でこういうアンケートがあるんです。「いじめについてどう考えているのか」と、「それはもう良くないことだ」というふうな答えはもうほぼ1

00%に近い形で出てきております。将来、やはり社会のために、あるいは人のために役立つ人間になっていくというようなことで、お互いがお互いをそういう信頼しながら社会をつくっていくという意味でやっておるということでございます。ちょっと長くなりましたけれども、どういうことをやっているのかということでは、今申し上げたところでございます。

○議長（竹内薫君） 川岸議員。

○11番（川岸真喜君） 答弁ありがとうございました。大変よく分かりました。これで質問を終わりますけれども、同じような陽性者とか濃厚接触者の方に対する思いやりとか、排除しない気持ちというのは地域社会にも必要なことじゃないかなというふうに思います。8月には連日、新規陽性者の数が増えていきました。1桁であった頃と比べると、すぐ近くに陽性となった方や濃厚接触者となられた方がおられると、そういう局面に多賀町も入ってきたと言えます。このような思いやりとか寛容な気持ちのある地域社会、そういった地域社会を構築していかなければならないというふうに私も今のお話を聞いて思いました。それも含めてこれからの保健事業ではないのかなというふうに個人的には思っています。コロナと向き合う地域社会の在り方について、これからどうあるべきかということも私も考えて行動していきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（竹内薫君） 暫時休憩します。

再開は議場の時計で午後1時からとします。

（午前11時54分 休憩）

（午後 0時55分 再開）

○議長（竹内薫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、清水登久子議員の質問を許します。

2番、清水登久子議員。

〔2番議員 清水登久子君 登壇〕

○2番（清水登久子君） 2番、清水です。議長の許可を得ましたので、次の2問を質問させていただきます。

その前に、先日、彦根に住んでおられる若い方から、「多賀はええところやねえ、子育てに特に力を入れている。若い子育て世帯の住宅等の補助など独自の施策が素晴らしい。自分はもう家を建てて越してくることができないが、惜しかったなあ」というて言うてはったのを聞きました。町民として嬉しく思いました。もっとこういうことがアピールできれば、もっと多賀の人口が増えるのではないかと期待しております。

まず1番目の質問なんですけど、1番目の質問は学校の女子トイレの個室に生理用品をということをお願いしようと思います。

今、いろいろなところで生理の貧困という言葉を目にするがあります。コロナ禍

で仕事が減って収入がなくなり、生理用品を買うことができずにつらい思いの人が増えていると聞くこともあります。生理用品は必需品であるにもかかわらず、ましてやぜいたく品でもないのに10%の税金がかかっています。本来ならば非課税にするべきものかとも思いますが、女性が生涯で使うナプキンは約1万枚、1枚当たり20円前後、一生で456回、2,280日にも及ぶ、大体6年半ぐらいの期間です。毎月1回5、6日、その日は人によって違います。体調とかにもよりますし絶対とは言えないですけど、大体それぐらいです。金銭的には50万円近く要ることになります。でも、この金額はナプキンの金額のみで、実際には専用のショーツ、ピルの服用、ひどいときは病院へ行かなければならないような事態があるときがあります。

生理の貧困にある女性や女の子たちへ寄り添った相談支援の促進、今まさに取り組むべき施策だと加藤勝信官房長官が発言しています。支援に関しては、今年の5月19日に255の地域の取組、7月20日時点では581に増加しています。滋賀県でも、大津市、草津市、竜王町、日野町で生理用品の無料配布を始められたと聞きました。多賀町でも検討するのみでなく実施していただきたいと思います。

まず1番目に、学校、公民館などの女性用トイレの個室にナプキンの常備はしていただけないか。

2、防災備蓄の中に生理用品は入っているのか。また、入っていたら使用期限が未開封で5年、この5年というのは全体的に5年であって、花王とかそういうところのソフィとか3年、ユニ・チャームも3年、ロリエも3年、そういうふうに書いてありました。そういうことをお尋ねしたいと思ひまして、質問とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 吉田学校教育課長。

〔学校教育課長 吉田克君 登壇〕

○学校教育課長（吉田克君） 清水登久子議員の学校の女子トイレの個室に生理用品をの質問のうち、学校、公民館などの公共施設の女性用トイレの個室にナプキンの常備はのご質問についてお答えいたします。

現在、本町には2小学校、1中学校ありますが、どの学校においても、女性用トイレの個室にナプキンを常備はしておりません。児童生徒が生理用品を必要とする際は、保健室で養護教諭から受け取るようになっています。その場合は、養護教諭から生理用品を渡すとともに、困っていることはないか等の声かけを行うことで、児童生徒に寄り添った対応となるようにしております。

女性用トイレの個室への常備については、見えにくい箇所への設置のため、児童生徒によるいたずら等が発生した場合に対応することが困難であり、十分な管理を行うことができません。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大等を見ていると、誰でも触れる状態で常備していくことに衛生上の課題も考えられます。加えて、トイレという湿気のある場所のため、長期の保管になったときにカビ等の発生も懸念されます。

したがいまして、現在のところ、女性用トイレの個室にナプキンを常備することは考

えておりません。また、公民館などの公共施設についてもトイレの個室にナプキンの常備はしておりませんし、今後もトイレの個室への常備は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 石田総務課長。

〔総務課長 石田年幸君 登壇〕

○総務課長（石田年幸君） 清水議員の2つ目のご質問にお答えをいたします。

多賀町の防災備蓄品の整備につきましては、多賀町地域防災計画に基づいて整備をしております。

今回ご質問の生理用品の備蓄につきましても、先ほど申されましたように地域防災計画で生活必需品として位置づけており、現在のところ備蓄はありませんが、女性が生活する上で必要な物資と考えておりますので、町が用意すべき必要数を検討し整備をしたいと考えております。

しかしこれはあくまでも応急的なものと考えておまして、様々な生理用品がある中で使用感など全てのニーズに対応できるものではございません。町の備蓄と併せて個人での備蓄についても啓発を行ってまいりたいと考えております。

さきの質問にもお答えをいたしましたけれども、全ての生活必需品を町の備蓄物資だけで賄えるものではございません。町の備蓄、市場にある流通備蓄と個人の備蓄併せて対応する必要がございますので、ご理解をお願いいたします。なお、各避難所におきましても、女性目線での避難所運営が行えるように、避難所職員のうち最低1名は女性職員を配置しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） 先ほどから言うてます生理の貧困とはいうことで、ちょっと読ませていただきたいと思います。経済的困窮以外に余裕のあるにもかかわらずネグレクトや虐待などが要因となり下着や生理用品を用意してもらえない状態にある子、父子家庭などで子どもが生理用品が必要だと言にくい環境、性教育の不足や知識不足など家庭内の貧困が可視化されないということなんですね。また、生理痛がひどいのに婦人科にかかれぬ広い意味の貧困、それも貧困だと思います。生理で困っている人は何に困っているかという、学校や外出先で急になったとき、手当していても漏れたとき、お金がかかる、学校などで生理用品をトイレに持っていくときの周りの目、授業中や仕事先などでナプキンを替えるタイミングが、予想外の量でナプキンがないとか、持ち運びのナプキンのかさばり、そういうのに困っておられます。

先ほど小学校とか学校には要らないという意味のことを言われたし、保健室であると言われましたが、なかなか初めてなった人とか、そういうのはいくら教育を受けたとしても分からない人が結構いはると思いますし、恥ずかしいという気持ちがものすごく立つと思います。これは、前に草の根から言うていくもんだということを言われましたが、

今、SNSとかそういうもので見ていただいたら、全国的に東京でもやってやるし、草津でもどこでももう当たり前前にトイレの中にあって当たり前のもになりつつあるんです。ただ、全然そんなもん要りませんという、その根拠はどういうところから来るのが教えていただきたいです。

先ほど言われました、不衛生でとか、その場所が湿気が多いから、それ何だとか言うのやったら、いっせつ使うもんですから、そんなにかびたりすることもないと思います。その日にたとえ1人でも2人でもあったら、それが使わはったら、結局は足らなくなるぐらいではないでしょうかね。何か置いとくだけ置いといたらいいのではなくて、皆、使用していかはるんですから、次々と新しいのに替わるはずなんです。今先ほどのあれも重なりますが、備蓄で置いといたら、その分が使用期限切れる前に小学校とか中学校へ回すとかそういう形もできますし、ちゃんと使用もできますし、何かあったときに公民館とかにあればその場で使うこともできるんですよ、避難したときに。それだけでも役に立つものを何で置いていただけないのかいうことを私は思います。

これはみんなのことなんです。女だけのことじゃないんです。男性も女性も生きていく限り、小学校へ行くまでとかそういうなんの保証とかばっかり思わんと、もっともっと生命に関わることなんです。これから新しく生まれてくる子どものためにも要ると思います。やっぱり、無月経とかそういうなんで今苦しんでおられる方もおられますが、それは大体、買えないとかもらえないとかそういう不自由してる人が、「無月経は嬉しい、何も手当せんでも済むから、お金も要らないから」いう、そういう人までいるんです。それは後になって困るのは自分なんです。やっぱり心身ともに健全にいるためには、その不安をできるだけなくしてあげていただきたいと思います。

そこでもうちょっと詰めて聞きたいんですが、小学校とか中学校、全部両方養護教員の先生に言うたら、「保健室へ来るから」とかいう話でした。それでも、本当に子どもは皆がそう言うて行けるんでしょうか。私らの小さいときとかいうたら違うと言われるかもしれませんが、女の子としては多分一緒だと思います。恥ずかしくてそこへ行けない人もいると思います。学校へ行けない、休みたいという、そういう人もいるかもしれません。そういうことのためにできるだけそういうことをないようにしたいと思いますので、もう一度考えていただくわけにはいきませんかでしょうか。

○議長（竹内薫君） 吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田克君） ただいまの再質問にお答えします。

養護教諭に対して声をかけにくいんじゃないかというようなご質問もありましたけれども、現在、小学校4年生の宿泊体験に行く前に全ての女子児童に対しまして生理の指導を行っております。その際にしっかりと伝えて、何か困ったことがあるときには保健室に来るようにという話をしております。指導しておりますので、子どもたちにとってはそれが当たり前のことになってるのかなと考えております。

また、学校は教育の場でありますので、子どもたちが黙って持っていくのではなくて、

1人1人が養護教諭にしゃべって、こんなことが困っているんだなといったことを養護教諭が捉える、そしてそのことを学校全体が共有化していく、そのことが学校として大事なのかなと考えております。したがって、黙って持っていけるようにトイレの方に常備することは現在のところ考えておりません。以上です。

○議長（竹内薫君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） 今、黙って持っていくと言われましたけども、トイレへ行ったら、昔のトイレは紙すらなかったですよ。大抵のところはトイレットペーパーなんて付いてません。でも、今、当たり前にあるんです。ナプキンだって同じだと思います。当たり前で置いていただいたら無理に取っていくこともないし、取るとかいうそういう意味ではないと思います。何か、今、取っていったらと、何か悪いことをしてるみたいですよ。それは違うと思います。

それに、養護の先生に全部が言えますか。小学校4年生のどこかへ行くときに教えると言われましたが、その教えたそれだけで済んでたら、その4年生すぐになった子は覚えてるかもしれません。5年になって、6年になってやっとそれが始まったとき、さあどうするかいうたら、それは困ると思います。それを何遍もやってくれはるんやったらええけど、大概の学校は1回だけ。しかも女子だけしか集めてません。これは誰が問題かいうたら、人間全てに関わることなんです。ということは、男子の方にもそのことを知ってもらわな、大事だということを知ってもらわなあかんのです。

ようけ持って行ったりとか取って行ったりとか、そういう言い方自体はおかしいと思います。使用されるんですから、普通に当たり前のように置いてあげてほしいと思います。

ほかのところ、どこかの町を探して持ってますけど、ちょっと今上がってまして言えませんが、そういう町でも普通に置いて喜ばれている、安心できるいう、そういうのがいっぱい書いてます。一遍SNS、それを見てみてください。何か言うと、草の根がどうの草の根がどうの、多賀だけがゴチョコチョコ言うてるんじゃないんです。もう世界全体でそういうことをしてほしいと言うてる人がいるんです。それは男性の目じゃなくて私らがそう思ってきたことも、ずっとずっと今までから思ってきました。皆さんも、「そんなもん女の問題や、わしら関係ない」、そんなんじゃないんです。全体の問題なんです。それを分かっていたきたいと思います。もう1回それで、どしつらこいですけど聞かせてほしいと思います。もうちょっと考えていただきたいです。

○議長（竹内薫君） 吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田克君） ただいまの質問に対してお答えします。

先ほど、取っていくというのは、決して漢字の取る、盗むという意味で言っているではありません。持っていくという意味で申しました。それがちょっと誤解を招いたかと思しますので、それについては申し訳ないと思っております。

しかしながら、同じことの繰り返しになりますけれども、学校の方の現状も確認して

おりまして、学校はそのようなことは現在必要と考えてないというような話も聞いております。したがって、現在のところ、学校のトイレの個室に常備することは考えておりません。以上です。

○議長（竹内薫君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） この問題は、大人の都合の良いことでは済まないんです。子どもがどうなってるか、もう1回、そういう意味で子どもはどう思ってるかというアンケートでも取っていただくわけにいきませんか。絶対に、中には絶対そんなん言えないとか、さっきも言いましたけど、父子家庭のときであつたらお父さんがそんなこと気がつかなんだとか、そういう方もおられると思います。現に、今、学校教育課長もこの間お話をさせてもらったんですが、そのときに「ナプキンはどうなったあんにゃ」、そんだけぐらいの知識がない方がそういうことを言われること自体がおかしいと思います。もう1回お願いします。

○議長（竹内薫君） 吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田克君） ただいまの質問に対してお答えいたします。

現在、確かに私のナプキンについての知識はそうありません。しかし、父子家庭の方について全てがそうとも考えられませんので、父子家庭だからといってそのように判断することはいかなものかなど、私自身は考えております。

また、子どもたちにアンケートという話なんですけれども、現在、学校におきまして指導しておりますので、そこで何かありましたらお家の方から学校の方にそのような話が来ていると思いますし、そのようなお話が学校の方に来ているということは聞いておりませんので、現在のところ必要としているお子さんはそういないのではないかと考えています。以上です。

○議長（竹内薫君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） 水かけ論で申し訳ないんですが、今言われたのも親の目線、大人の目線、それだけでいいんでしょうか。子どもがどう思っているか、本人がどう思っているか、それの方が私はよっぽど大変だと思います。ちっとも女の子の気持ち、そういうなんが分かってないというか、それをつくづく感じます。何でそういう大人の目線、学校、先生が言わへんから大丈夫、親が言わへんから。親に言えない、だから可視化ができないんですよ、その貧困に関して。その可視化を、今やっとSNSとかそういうので出てきてるんです。それを何で理解していただけないのかが、「置く考えはございません」、「置く考えはございません」、何ですぐ「ノー」と言えるんですか。私はそちらの方が不思議に思います。それは確かに大変なお金も要るかもしれませんが。それでも学校へ行くのにいろんなことを見てあげる、何をしてるのでも、今まででも助けてあげるとかそういうなんはありました。それよりもっともっと大変なことやと私は思うんです。今まで、多賀でも女の人は誰も議員になってません。だから、こんな話も今まで誰もしたことないと思います。私がこれ任期が終わってその後女の人が出てくるかいうたら、

その保証もないんです。今でないと私は言えないと思って、一世一代の思いで頑張ってお話をしています。それに対して、「ノー」、「ノー」言われるのはちょっと不思議です。

「考えてみます」の一言もあってはないか、その目線をもうちょっと変えるつもりでいていただけないかと私は思います。もう何回もあれですが、もう一度お願いします。

○議長（竹内薫君） もう一度だけ、学校教育課長。

○学校教育課長（吉田克君） 子どもたちがなかなか言えないのではないかというようなお話もありましたけれども、養護教諭等に尋ねてみますと子ども同士でもらったりしている子もいるといった話もありまして、現在の子どもたちにとってそれが別に通常のこと、決して生理になっていることが恥ずかしいということじゃないという捉えの子もたくさんいるということもありますので、そのことについては現在の子どもの様子はそのような状態だなということもお伝えさせていただきます。

また、先ほどからも何度も申しておりますけれども、トイレに常備ということで設問が出ておりますので、そのことについて現在のところは常備しておりませんし、今後もなかなか常備はできないかなと考えておりますが、今後、現在のやり方におきまして何か不都合が出てきた際におきましては、更にどのようなやり方がいいかということについては検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（竹内薫君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） これ以上言うても無理だと思いますので、この質問自体はやめますが、何かにつけて親目線、大人目線、それはやめた方がいいと思います。大概の人はそれは友達に借りられるかもしれません。友達に借りれる人もいれば、全然借りられない人もいますし、それが嫌やから休みたい、そういう人もいるかもしれません。ひどい人になったら登校拒否もあるようになるかもしれません。そういうこともつくづく考えていただきたいと思います。そういう意味で、それをもうちょっと考えてほしいし、もしあれやったら草の根とかいうまでにSNSをもっと見てください。それで研究していただいたら、ちょっとは私の言うことが分かっていただけだと思います。それは男も女も一緒です。それだけはよう言うときます。

その問題については以上ですけど、先ほどの総務課の方の備品に入っていないとかそういう意味で、ちょっとお尋ねします。

これはなぜ入ってなかったというということで聞いたら、多分そんなとこまでせんでもええという、多分そういう意味やと思います。誰にでも、それは準備せよという意味はある意味では分かります。しかし、女性の体というのは不思議なもので、何かあったらもう急になったりするときがあるんです。そういうのを思ってもらうと、それがあったら、例えば緊急に避難するときに、自分が今、生理中やったら持っていかなあかんというのは思いつくかもしれません。それでも、もしそれが時期的に関係ないとき、そういうときやったら持たないです、大体家族のことばかり考えて。慌てて逃げて持ってなんだ、さあどうするいうたときに、その備蓄があれば頂けるでしょう。そういうことを私

は言いたかったので、それは絶対必需品なんです、女性にとっては。それを思っていたきたいということです。

それと、こういうなんを置いてたら、そこにいろんな人が、3年の期限が来るまでにいろいろなところへ回していただいたりできますので、絶対捨てることにはなりません。どこか他府県で20年も放ったらかしになってた生理用品が出てきたとかそういう話も聞きましたが、そんなことはおかしな話であって、それともう一つあれなんです、竜王町とかそういうのはコロナ禍のみにそれを交付するとか、そういうコロナ禍のみのナプキンの交付とかそういうところもありますが、ずっと続くことなんで、そういうことも考えてちゃんとしていただきたいと思います。もう後のお返事は別に頂かなくて結構ですが、私はそういうふうに思いますので、どうかよろしくお願いします。

○議長（竹内薫君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） 必要ないと思ってたとかそういうことではなくて、先ほど申しました多賀町の地域防災計画の239ページを見ていただきたいんですが、きちっと生理用品等は生活必需品として災害時には支給するということを明示しております。ただ、なかなか今まで食料をそろえるのもまだ十分な規定量まで達していないとか、あるいはほかの段ボールベッドとかテントであるとか、そういうものを今そろえてる段階で、全てのものが完璧にそろえられればいいんですが、やっぱり徐々にしかできてないという部分もございますので、そういうお声を基に順次やって整備はしていく中の1つとして入っておりますので、ご安心いただければと思います。

○議長（竹内薫君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） ありがとうございます。こっちもそれをちょっと言い過ぎ的なきついことも言いますが、ありがたく思います。やっぱり女性の体は不思議なもので、その日の気分にもよりますし、なかなか自分のことは気持ちがうまくいかない場合もありますし、言い過ぎのところもありますが、ご勘弁をお願いします。でも、準備していただけるということで良かったです。それでなかったら困る人はいっぱいいますので。

次に、2つ目の質問に行かせていただきます。放課後児童クラブの開設日についてお尋ねします。

放課後児童クラブは、保護者が会社などに勤めていて子どもだけで家にいるのが難しい家庭の補助のためにつくられたものと認識していますが、月曜日から金曜日までしか預かってもらえない、全家庭の保護者が土日休みではありません。また、特に独り親家庭の場合など、仕事に行くと子どもの預け先に困りますが、収入面を考えると仕事を続ける必要もあります。何とかしてほしいという声が上がっています。町としてこのことをどう考えておられますか。

○議長（竹内薫君） 本多教育総務課長。

〔教育総務課長 本多正浩君 登壇〕

○教育総務課長（本多正浩君） 清水議員の放課後児童クラブの開設日についてのご質問

にお答えいたします。

本町の放課後児童クラブの開所日および開所時間につきましては、学校開業日の月曜日から金曜日については、下校後から午後7時まで、夏休み等の学校長期休業期間中は月曜日から土曜日の午前7時45分から午後7時まで実施をしております。また、運動会等の学校行事の振替日につきましても開所をしております、年間の開所日数は約250日ということになっております。

議員ご指摘のとおり、本町におきましても、保護者の就労時間、就労状況が多様化しており、独り親家庭や両親が共働きの核家族、女性の就業率も高く、放課後児童クラブの利用ニーズは年々増加しております。町としましては、そのニーズに応え、子育て世帯に満足いただけるまちづくりを進めていく必要があると考えております。

本町においては、これまで土、日曜日については、長期休業中の土曜日のみ開所しておりましたが、今年度に入り、開所日を拡充してほしいという声を聞いておりますので、子育て支援、就労支援を充実させるべく、どのような形で拡充できるのか、現在、検討を行っているところでございます。

放課後児童クラブの運営に当たっては、第一に利用している子どもたちを安全・安心にお預かりすること、かつ子どもたちにとって快適で居心地の良い環境で過ごしてもらうことが求められておまして、そのためには場所だけでなく質の高い指導員を継続して確保していくことも重要な要件となっております。

開所日数を増やす場合、指導員の数を確保できるのか、保護者の負担をどうしていくのか、また民間の力を導入できないかなど、いろいろなケースを検討し出てきた課題をクリアしていく必要がございます。

本町の子どもたちが安全・安心して過ごせる居場所づくりと、保護者の就労および子育て支援の取組を一層進めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） ただいま満点のお答えを頂きまして、ありがとうございました。満点とは言えんけど、それはそれでありがたいんですが、そういう意味で預かっていただくというのは本当はいいことだと思います。私自身で思うことは本当はありまして、一方、子どもの立場からしたら、親のお迎えを待ってる寂しい思いをしている、そういう子が本当に心からその場所でくつろげているのかという、そういうことを私は本当は考えているんです。いつでも迎えに行ける状態であっても、時間ぎりぎりまで預けたままの人もおられると聞きます。やっぱり子どもはお母さんの傍、お父さんの傍、家がいい、それが本当なんですけど、土曜日も預けてしもうたりしたら、月、火、水、木、金、土、日、全部子どもを預けていう形になってしまいますので、本当はあんまり勧められたことではないとは思いますが、やっぱり困ってる方もおられるということで、何とかい

いように土曜日のことも考えてあげてほしいと私の要望として思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

お答へ自体は正しいと思ひますし、上手に言うてくれやっただと思ひます。私も納得はいきますが、ほんでも、土曜日は絶対無理いうのやっただ、提案というたらおかしいんですが、どっかの公民館とかそういうなんを利用していうのは無理なんではなかね。例へば、結いの森とかそういうところで土曜日全部じゃなかつてもいいんですよ。月、火、水、木、金、土、金曜日までは預かつてもらえるけど土曜日だけどうしようもない、親としてもどうしようもないいう方に限つて結いの森で遊ばせるだけでも、この資格のある人ない人とか関係なく、小学校へ行つてたら子どもは勝手に遊ぶんではないかと私の思ひなんです、どうなんではなかね。それだけ教えていただくことはできませんか。

○議長（竹内薫君） 本多教育総務課長。

○教育総務課長（本多正浩君） ご質問にお答へします。

場所を変えて学童保育というか、お預かりする場所を設けるという話は可能性としてはあるんですけども、子どもの立場を考えると、土曜日だけそつちへ行くのかということも考えますので、できるだけ同じ場所で過ごしていただく方が子どもにとってはいい環境じゃないかなというふうに思ひます。ただ、先ほど民間の力も入れられないかなという話をさせていただいたのは、どうしても受皿として確保が難しいといった場合に、どうしても預けたいという要望のニーズがありますので、そちらの方にお答へできる形でそういうことができないかなということでお答へさせていただいたので、まずは同じ場所でお預かりをさせていただいた方が、子どもも保護者の方も安心していただけるんではないかというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） ありがとうございます。優等生のお答へを頂きまして、いいことかとは思ひますが、やっぱり全部、何かもう今聞いてたり、いろいろ思うんですが、どうも大人の考え、自分の都合のいい大人の考えを言うてるだけであつて、子どもが本当にどう思つてるかいうことを誰も考えないようになってきたのではないかと思ひます。できるだけ子どもの気持ちをもうちょっと考えていただきたいと、それだけを私は思ひます。それと、生理用品とかそんなんに関しては、女の子、女性、そういうのは社会の一員ですので、それを忘れないでいただきたいと思ひます。半数は女性なんです。その半数が恩恵いうか、当たり前のことをしてもらえるんやっただしてもらいたいというのが気持ちだと思ひます。今までいかに女性、子どもが、女の子とかが、うまいこと言えんであれですが、女性が生きてくるのにいかに男ばかりの中で生きてきたかいう感じをすごくします。もうちょっと女性のことを考えていただきたい、それを要望として終わらせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（竹内薫君） これをもって、定例会における一般質問を終わります。

町長をはじめ、執行機関の職員の方々におかれましては、簡潔明瞭に答弁頂き、厚く御礼申し上げます。長時間にわたり、誠にありがとうございました。

○議長（竹内薫君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

なお、最終日の9月28日午後1時30分に再開、総務常任委員長、産業建設常任委員長、決算特別委員長ならびに予算特別委員長の審査結果の報告を求め、質疑の後、討論および採決を行います。また、当日、追加議案の上程がありますので、そちらもよろしくお願いを申します。

これをもって散会します。

（午後 1時32分 散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 竹 内 薫

多賀町議会議員 松 居 亘

多賀町議会議員 菅 森 照 雄